

特別支援学級（固定級）・不登校特例校分教室に
在籍されている児童・生徒の保護者の皆様へ

世田谷区教育委員会

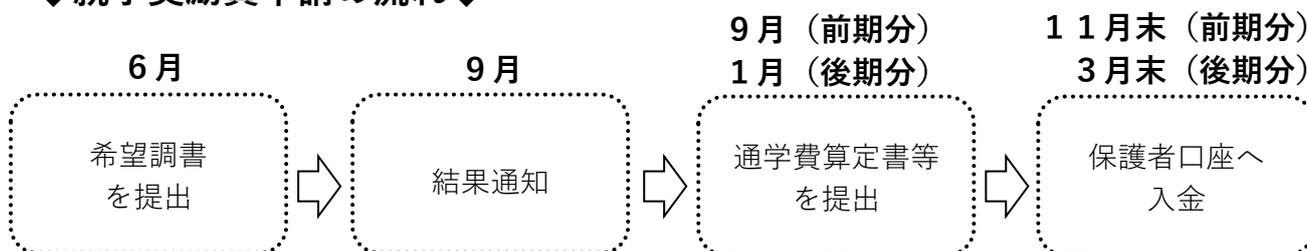


令和4年度 就学奨励費のお知らせ

世田谷区では、特別支援学級又は不登校特例校分教室に在籍しているお子様がいるご家庭に対し、学用品費、給食費、通学費などに係る就学奨励費を支給しています。6月上旬に学級から配布する「就学奨励費希望調書」に、受給希望の有無等をご記入いただき、ご提出ください。

就学奨励費は毎年度のご申請が必要です。昨年度申請された方も、必ずお手続きをお願いします。

◆就学奨励費申請の流れ◆



1. 就学奨励費の対象と支給内容

世田谷区在住で、区市町村立小中学校の特別支援学級又は不登校特例校分教室に在籍する児童・生徒の保護者

○世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

支給対象基準所得額（めやす）	支給内容（※）
4人世帯で約667万円未満 (給与収入約880万未満)	小学校：給食費、学用品等購入費、通学費 新入学学用品等購入費（1年生） 校外活動費（宿泊）（6年生） 中学校：給食費、学用品等購入費、通学費、校外活動費 新入学学用品等購入費（1年生） 修学旅行費（3年生）、職場実習交通費（3年生）
4人世帯で約667万円以上	通学費、中学校の職場実習交通費
◇支給対象基準額はおおよその目安です。世帯構成員の年齢により上下します。 ◇所得額は、令和3年分確定申告書の「所得金額等」欄の「合計」、給与所得のみの場合は令和3年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」から、 <u>社会保険料控除相当額等を控除した後の額</u> です。 ◇世帯構成は、原則として令和3年12月31日現在の住民票によります。	

(※) 通学費および中学校の職場実習交通費については、実費相当額を支給します。
給食費については、喫食状況により支給金額が変動する場合があります。
その他の費目は全て定額となります。

(裏面に続きます)

2. 就学奨励費の手続き

- (1) 手続き開始・・・6月上旬（予定）（転入者等は以降随時）
- (2) 提出書類・・・受給希望の有無に関わらず、6月上旬以降に特別支援学級又は不登校特例校分教室で配付する「就学奨励費希望調書」を全員提出してください
- (3) 提出先・・・在籍している特別支援学級又は不登校特例校分教室
- (4) 所得申告・・・令和3年中所得の申告が必要です。令和4年1月1日現在、世田谷区に住んでいなかった方には、所得調査通知を後日送付します。
- (5) 審査結果・・・9月頃に在籍学校を通じて通知します。（以降入級者は随時）
- (6) 支給時期・・・前期（4～9月分）：11月末、後期（10月～3月分）：3月末

3. 通学費についての注意事項

就学奨励費又は就学援助費が認定された方を対象に、特別支援学級を通じて9月と1月に調査します。通学費を請求する方は、以下の注意事項をご確認ください。

- ①実際に通学に要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法により通学した場合の金額を支給します。又、支給の対象となるのは自宅と学校の往復区間のみです。
- ②小学生の場合は付添者分の通学費も支給します。
- ③通学費の請求時に、定期券のコピー・IC定期券内容控え（購入内容の確認できるもの）の添付が必要となります。添付されていない場合には支給ができないことがありますので、必ず保管をお願いいたします。
- ④定期代は、原則、3か月（4～6月）+1か月（7月）+1か月（9月）の定期代を前期、6か月（10～3月）の定期代を後期に支給します。特段のご事情がない限り、ICカードをご利用いただいた分についても定期券利用に換算しての支給となりますのでご注意ください。また、付添者が複数名の場合でも、持参人式（無記名）定期券の利用が安価となる経路の場合は、必ず定期券のご購入をお願いいたします。なお、1年定期券の方が安価になる場合は、1年定期券をご購入いただいて構いません。
- ⑤夏休み期間は、プール指導等の登校日のみの実費支給となりますので、夏休み期間の登校日については、通学日数、通学費を記録しておいてください。
- ⑥同一バス会社の乗り継ぎなど1日に3回以上バスを利用する場合は原則バス1日乗車券の金額が上限です。
- ⑦公共交通機関を利用していない場合は支給の対象となりません。
- ⑧経路が在籍校で確認しているものと異なる場合には、支給ができない場合があります。
- ⑨世田谷区立校以外の特別支援学級への通学費は支給の対象となりません。
- ⑩生活保護を受給している方は、生活支援課に請求してください。



◆就学奨励費と就学援助費について◆

- ・就学援助費をご申請いただくと、就学奨励費のみを申請するよりも受給できる金額が多くなる場合があります。就学援助費をご希望の方でまだ申請がお済みでない場合は、就学奨励費と就学援助費の二つを漏れなく申請してください。なお、就学援助費は前年度に審査を受けている場合、卒業までの間は再度の申請が不要となります。
- ・就学奨励費は就学援助費の認定区分に応じて支給内容を調整しますが、就学奨励費のみを認定された方が受給できる金額が多くなる場合、該当の方へ別途ご連絡いたします。

【問合せ先】世田谷区教育委員会学務課学事係

電話：03-5432-2686

FAX：03-5432-3029（6月以降は03-5432-3028）